

第 3 次 出 雲 市 ご み 処 理 基 本 計 画 【 概 要 版 】

第 1 章 計 画 策 定 の 趣 旨

1. ごみ処理基本計画策定の目的

出雲市（以下、「本市」と言う。）では、平成 25 年(2013)3 月に策定した第 2 次出雲市ごみ処理基本計画の中間見直しを平成 31 年(2019)3 月に実施し、同計画に基づいてごみ処理施策を実施してきた。しかし、同計画は計画期間が迫っているため、これまでのごみ処理施策を見直し、社会情勢の変化や様々な問題等に対応した、新たな計画の策定が必要となっている。

本市は、第 3 次出雲市ごみ処理基本計画（以下、「本計画」と言う。）を新たに策定することで、ごみ処理施策の実施を通して、持続可能でより良い社会を実現していくものとする。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和 5 年度(2023)から令和 12 年度(2030)の 8 年間とする。

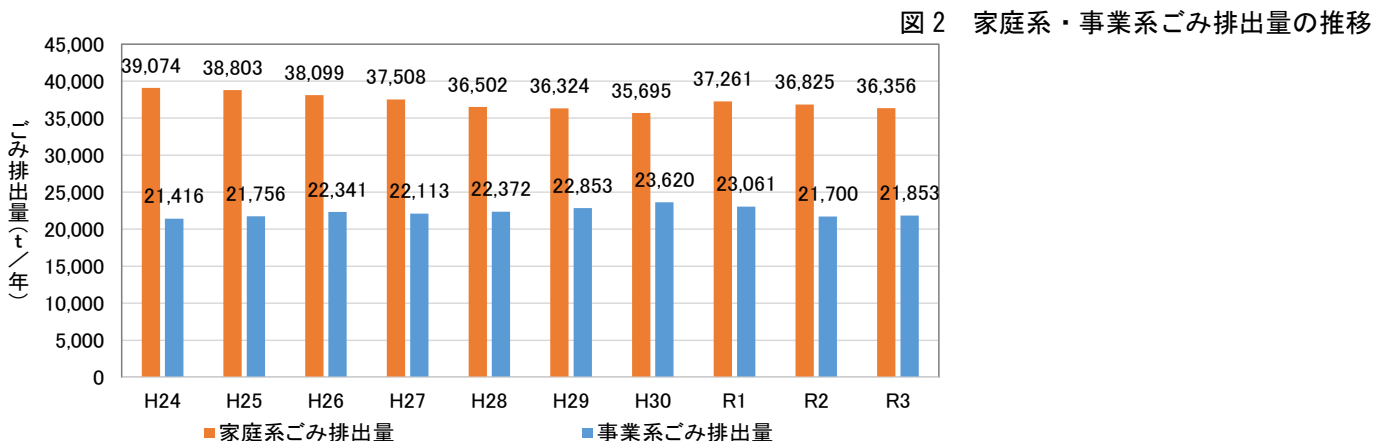
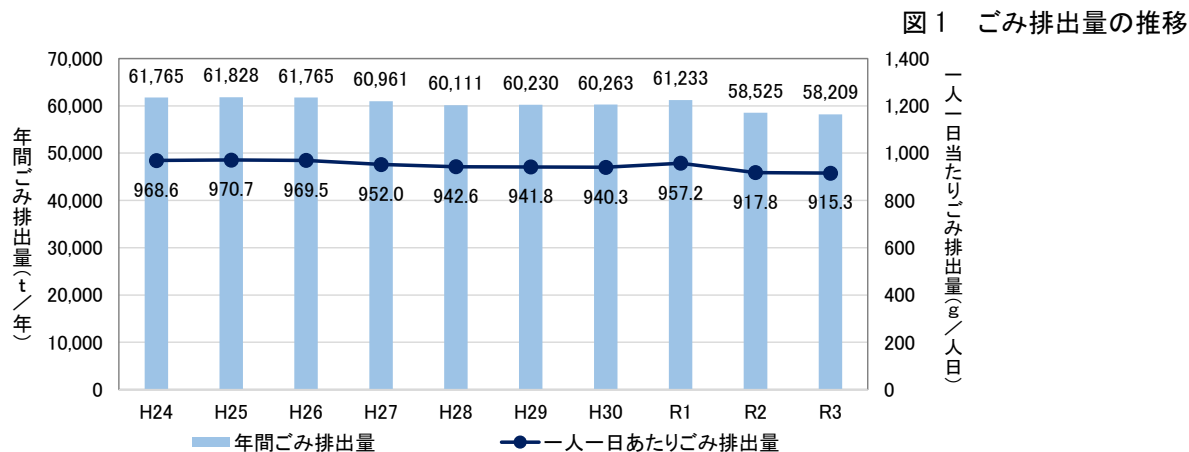
第 2 章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ排出量・資源化量・最終処分量の推移

1) ごみ排出量の推移

年間ごみ排出量は、令和 2 年度以降減少しており、一人一日あたりのごみ排出量も同様に推移している。

家庭系ごみ排出量は、令和元年度以降、概ね横ばいで推移している。事業系ごみ排出量は、平成 24 年度から令和元年度にかけて増加しているが、令和 2 年度に減少している。



2) 資源化量の推移

資源化量及び資源化率は、民間・店舗回収も含めると令和元年度まで増加傾向である。

曜日の制約がない民間ステーションや店頭回収の利便性が高いことから、市の収集量は、今後、横ばいもしくは減少することが考えられる。

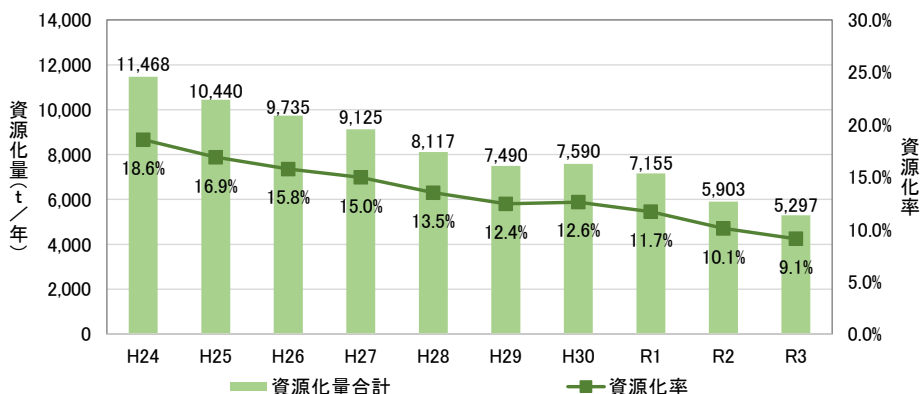
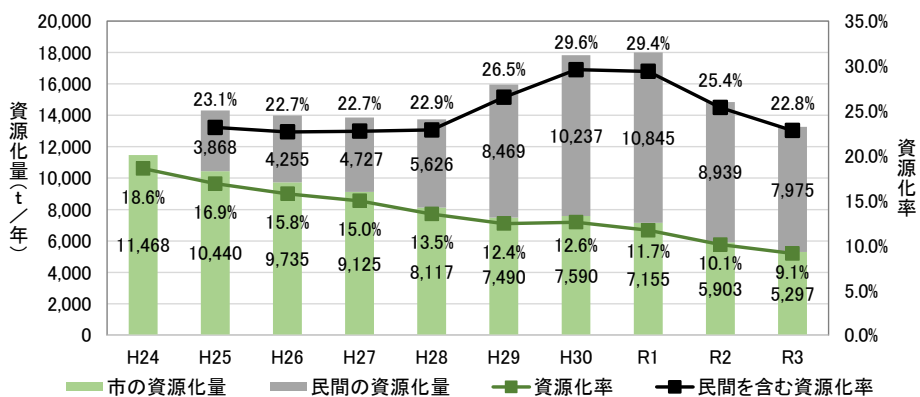


図3 資源化量の推移

図4 資源化量の推移（民間・店舗回収含む）



3) 最終（埋立）処分量の推移

最終処分量、最終処分率は、増減する時期があるものの、家庭等から排出される埋立ごみが増えており、過去10年間に於いて概ね増加傾向となっている。

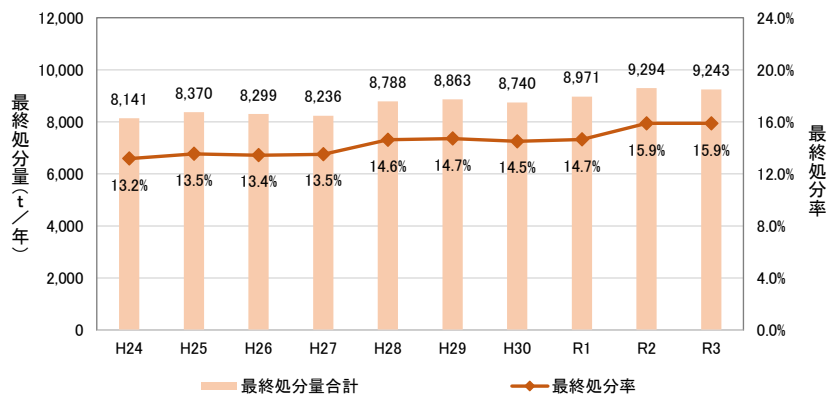


図5 最終処分量の推移

2. ごみ処理に関する現状と課題

1) 排出抑制に関する課題

- 家庭系ごみ排出量が横ばいで推移しており減少していない。
- 事業系ごみ排出量は、コロナ禍後における事業活動の再開等の要因により、今後、増加することが想定される。
- 食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年10月1日に施行されたことも踏まえ、今後、食品ロス削減の取り組みが必要である。

2) 資源化に関する課題

- 引き続き、市民の資源物回収に対する意識向上に努める必要がある。
- 店頭回収実施店舗のさらなる増加について検討する必要がある。
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行され、本市においても、プラスチック資源化に向けた検討が必要である。

3) ごみの適正処理に関する課題

(1) 分別

- 引き続き適正な分別の啓発を行っていく必要がある。

(2) 収集・運搬

- 高齢化が進むことにより、ごみ排出困難者も増加することが懸念される。

(3) 中間処理

- 適切な中間処理を継続するため、老朽化している各廃棄物処理施設の維持管理が必要である。
- 市内には不燃ごみ処理施設が4か所あり、また、施設によって機械設備や処理可能なごみの種類も異なることから、処理体制が複雑かつ非効率となっている。

(4) 最終処分

- 最終処分場の残余容量に注意し、適切な時期に整備を行なう必要がある。

(5) 災害対策

- 近年多発する災害を踏まえ、平成29年3月に策定した災害廃棄物処理計画の更新が必要である。

(6) その他

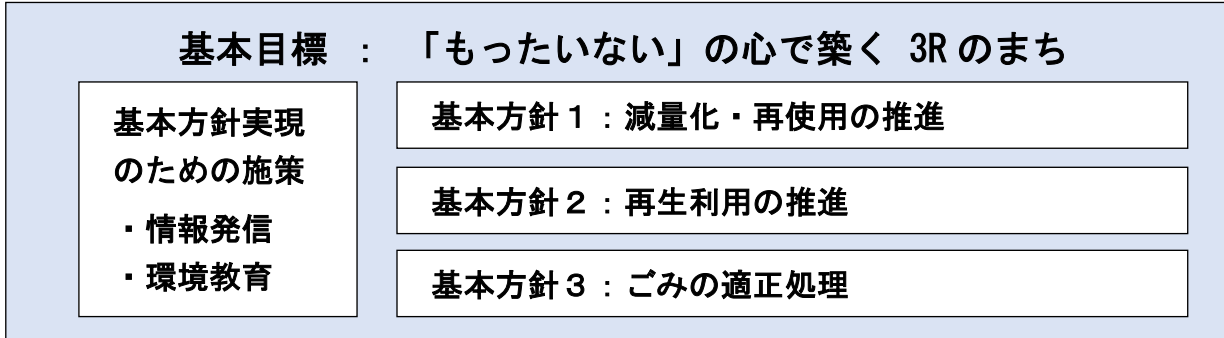
- ごみの排出抑制、資源化は、行政だけでは出来ることに限りがあるため、市民・事業者と協力・連携した取り組みが必要である。
- ごみの排出抑制、資源化を通して、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献することが求められる。

第3章 ごみ処理基本計画

1. 基本目標及び基本方針

本計画は“「もったいない」の心で築く 3R のまち”を基本目標とし、ごみ処理施策を通して資源の循環を図り、環境への負荷の少ない持続可能でより良い社会の実現を目指すものとする。

基本目標を達成するためには、市民や事業者の協力が不可欠であることから、「減量化・再使用の推進」「再生利用の推進」「ごみの適正処理」の3方針を設定し、実現のために情報発信や環境教育を行う。



2. 目標設定

1) 減量化目標

本計画では、3Rの取り組みを推進することで、年間ごみ排出量をさらに減少させ、令和12年度までに4%減量化（令和3年度比）することを目標とする。

減量化目標：令和12年度までに4%減量化

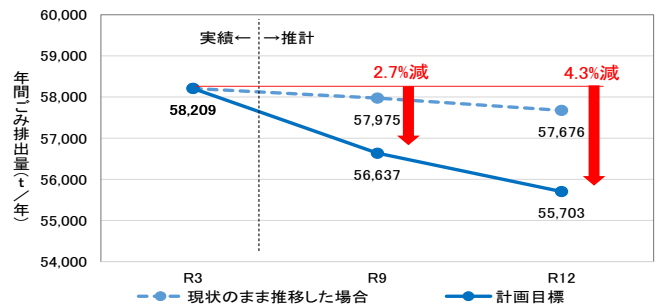


図6 ごみ排出量の推計

2) 資源化目標

本計画では、可燃ごみや不燃ごみに混入している資源化可能物の分別徹底や、布類のリユースを徹底することで、資源化率9%以上を維持することを目標とする。

資源化目標：資源化率9%以上を維持

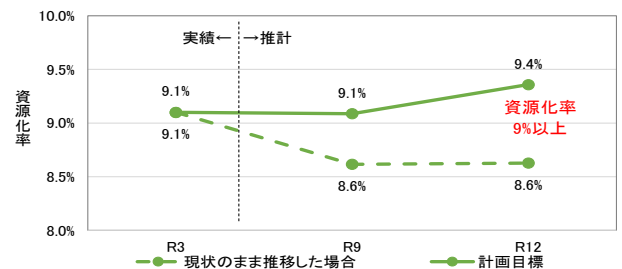


図7 資源化率の推計

3) 最終処分目標

本計画は、ごみの減量化と資源化を推進することで、最終処分量を令和12年度までに5%減量化（令和3年度比）することを目標とする。

最終処分目標：令和12年度までに5%減量化

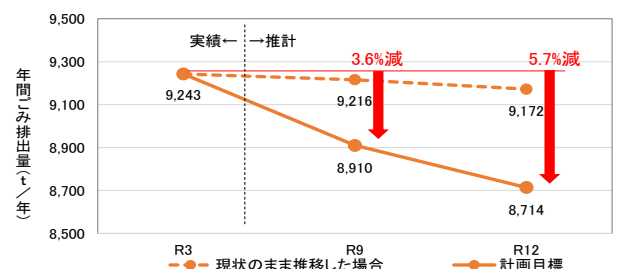


図8 最終処分量の推計

3. 施策体系

基本方針に基づいた施策は、以下のとおり設定する。目標達成のために特に重要な施策は、「重点施策」として位置づけ、計画的に実施していくものとする。

基本方針実現のための施策は、ごみ減量化や資源化のための情報発信や環境教育を実施することで、各施策が市民や事業者にも周知され、廃棄物の3Rの取組が推進されるように行うものとする。

基本方針1では、ごみの減量化や再使用に繋がる施策を中心に実施する。

基本方針2では、ごみの再生利用に繋がる施策を中心に実施する。

基本方針3では、ごみの適正処理に繋がる施策として、分別や収集・運搬、中間処理、最終処分に関する施策を中心に実施する。

表 1 施策体系

基本方針	施策			
基本方針 実現のための施策	1	情報発信	様々な広報媒体を通じた情報発信	重点
	2	環境教育	環境教育の機会提供、質の向上	重点
基本方針1 減量化・再使用の推進	3	食品ロス削減の推進		重点
	4	生ごみの水切り推進		重点
	5	事業所ごみの減量化推進		重点
	6	市内の民間リサイクルショップ及びリサイクルステーションの紹介		重点
	7	ばら売り・量り売り店舗の紹介		重点
	8	マイバック運動の推進		
	9	古着の回収拠点の拡充		重点
	10	ごみ処理手数料の検討		
	11	しまエコショップ制度の啓発		
	基本方針2 再生利用の推進	12	プラスチック資源化の検討	
13		リサイクルステーションの適正配置		重点
14		事業者への3R推進		重点
15		店頭回収実施店舗との連携		重点
基本方針3 ごみの適正処理	16	分別	正しい分別区分の周知徹底	重点
	17		ごみ集積施設設置の助成	
	18		ごみ組成調査の実施	
	19	収集・運搬	実態に即した収集・運搬体制の構築	
	20		ごみ排出困難者への対応	
	21	中間処理	廃棄物処理施設の維持管理	
	22		不燃ごみ処理施設の統廃合について検討	
	23	最終処分	最終処分場の維持管理	
	24	その他	災害廃棄物の処理	
25	不法投棄対策			

第4章 食品ロス削減推進計画

1. 計画の趣旨

私たちが毎日口にしていく食べ物は自然の恵みで作られており、私たちは「食」のために自然資源を毎日消費している。しかし、本来食べられるにも関わらず廃棄されている「食品ロス」は、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に、多量に発生している。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）において、市町村にて食品ロス削減推進計画を策定し、それぞれの地域の特性を踏まえた食品ロスの削減を推進していくことを求めている。

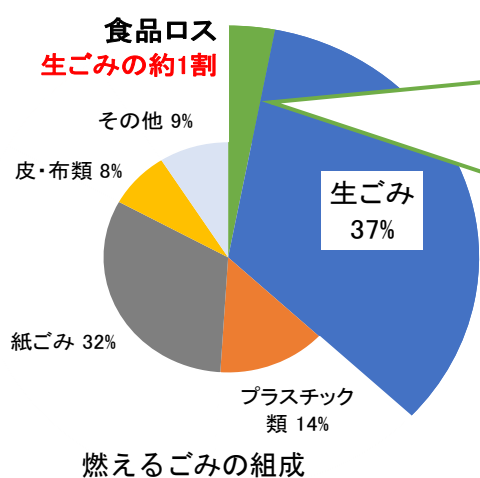
以上のことから、本市は、本計画と整合を図った食品ロス削減推進計画を策定することで、ごみの減量化等と共に食品ロス削減に取り組むものとする。

2. 現状把握

全世界では、食料生産量の3分の1にあたる約13億tもの食料が毎年廃棄されている。

日本国内の食品ロスは、2020年度において522万tと推計されている。このうち家庭から直接廃棄されている食品ロス量は109万tであり、国民1人当たりで換算すると、年間で約8kgである。

本市の食品ロス量は、令和4年10月に実施したごみ組成調査において、家庭から出る生ごみの約1割を占めていた。市民1人当たりの年間食品ロス量に換算すると約5kgとなる。



市民1人当たりで換算すると年間“5kg”の食品ロスが排出されている※



燃えるごみに含まれていた手つかず食品

※R3家庭系可燃ごみ31,610t/年×食品ロスの割合3%
(生ごみの約1割)÷R3人口174,226人×1,000≒5kg

3. 食品ロス削減の考え方

食品ロス削減は、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に発生していることを踏まえ、行政だけでなく、市民と事業者と共に協力して取り組む必要がある。

また、食品ロス削減は、ごみ減量化や資源化等にも関連するため、本計画における重点施策と共に実施していくことが求められる。

4. 目標設定

本市において、食品ロスは、令和4年10月に実施したごみ組成調査により、燃やせるごみに約3%含まれていることが確認されている。

食品ロス削減計画の目標としては、本計画のごみ減量化目標が達成されるように、次節に示す「6. 目標達成に向けた施策」を実施することで、燃やせるごみに食品ロスが含まれる割合をできる限り削減することとする。

5. 目標達成に向けた施策

施策 1 食品ロス削減に関する情報発信

施策 2 食品ロスをテーマとした環境学習の実施

施策 3 食品ロス削減の普及啓発パンフレットやポスターの作成

施策 4 フードバンク事業・フードドライブ事業の推進 ※1

施策 5 エコレシピの普及啓発

施策 6 イベントを活用した食品ロス削減のPR

施策 7 てまえどりの普及啓発 ※2

施策 8 ローリングストックの普及啓発 ※3

施策 9 ごみ組成調査による食品ロス発生状況の把握

※1「フードバンク事業」は、事業者を対象に食品を回収すること、「フードドライブ事業」は、イベント等で市民から食品を回収すること。

※2「てまえどり」とは、購入してすぐ食べる場合には、商品棚の手前にある商品、販売期限の迫った商品を優先的に選ぶこと。

※3「ローリングストック」とは、普段から少し多めに食材を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておくこと。

第5章 し尿処理基本計画

1. 基本理念

下水道認可区域外や地形的な問題等で下水道へ接続できない世帯・事業所等の汲み取りトイレ及び浄化槽について、快適な生活環境が確保されるよう安定的・衛生的なし尿及び浄化槽等汚泥の処理を行う。

2. 計画等

1) 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和12年度までとする。

2) し尿・浄化槽汚泥の処理の現況

公共下水道及び合併処理浄化槽の普及により、汲み取りトイレが減少し、生し尿の処理量が減少傾向となる一方、浄化槽汚泥の処理量は増加傾向にある。総量としては横ばい傾向にあり、令和3年度は前年度を、やや上回った。

適切な設備更新を行えば、浄化槽汚泥比率が今後も高まったとしても、適切な運転管理で安定した処理の継続が可能である。

し尿等の処理の過程で生成される汚泥は、令和2年度から民間業者へ処理を委託し、再生処理を行い資源化することにより、リサイクル推進を図っている。

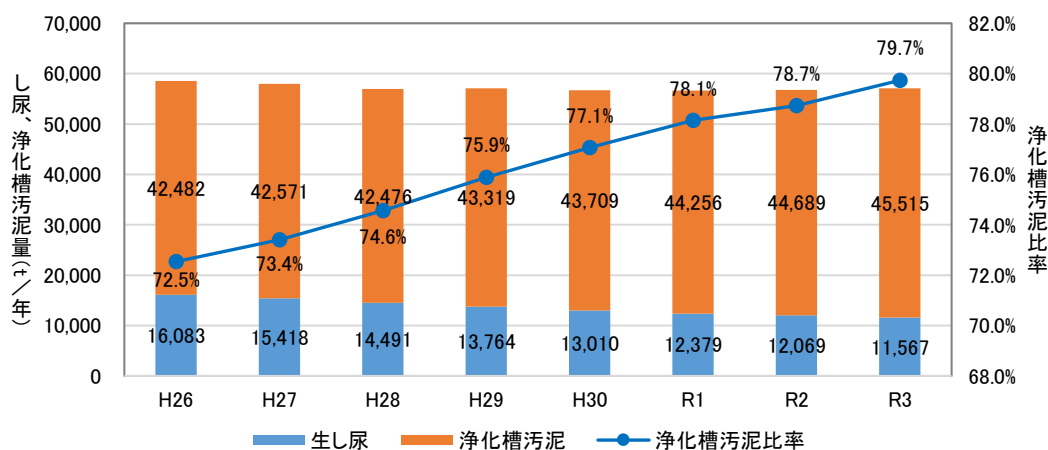


図 1 し尿・浄化槽汚泥の処理状況のグラフ

3) 処理施設の整備計画

し尿施設の安定的稼働を維持するための設備定期点検、また、必要に応じた補修整備工事等を行い、延命化を図る。

4) し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

し尿処理量は、下水道認可区域内では減少する一方、認可区域外では横這いに推移する見込みである。また、浄化槽汚泥処理量は下水道認可区域内では減少、認可区域外では、合併浄化槽・各種集落排水の新設等により増加する見込みである。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量のトータルでは横ばい傾向で推移すると予測している。

3. 基本計画で取り組む具体的施策

1) し尿・浄化槽汚泥の処理

今後とも、し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設の維持管理を行いながら適正処理に努めていく。

また、浄化槽の維持管理の重要性について、家庭・事業所でできる対策や正しい使い方等を、市民に周知を図るための広報・啓発活動を実施する。

2) 災害時のし尿処理対策

災害時は、地域防災拠点に設置された多数の仮設トイレから衛生的かつ迅速にし尿を収集し、し尿処理施設（出雲環境センター）へ運搬する必要がある。このため、災害時に備え適切な対応が行えるよう必要な体制を整備していく。